

令和4年

7月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年7月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年7月12日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール

3 出席委員（29名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（なし）

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 宇野銀哉
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第32号 農地法第3条の規定による許可処分取消について
議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第35号 農用地利用集積計画について
議第36号 地籍調査事業による農用地の地目変更について
議第37号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから、令和4年7月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長よりご挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めることとなっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。
本日の遅刻の届出ということで、3番の池田良之委員、9番の伊與田委員が遅れるとの連絡が入っております。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、4番、阿部香美委員、5番、吉高祐二郎委員の両名にお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について、14件、2、農地法第5条届出書の受理について、4件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について、3件、4、解約2件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について、4件、以上27件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第32号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第32号 農地法第3条の規定による許可処分の取消についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第32号 農地法第3条の規定による許可処分の取消については、1件の取消願いがありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

16ページです。

それでは、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、9ページをご覧ください。

酒田1番、浜中の畑4筆、贈与による所有権移転が令和2年9月11日付で出ていましたが、渡人と受人の両者より贈与による所有権移転を取りやめる旨の取消願いがあったものです。なお、所有権移転が実行されていないことは、最新の登記簿を取得して確認済みです。また、今回、取消願いがあった4筆のうち、2筆は利用集積による賃貸借の申請があり、この後、審議していただく予定になっております。

以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

7月6日に第3班による農地調査委員会を行っております。

議第32号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、取り消すことに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第32号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について、取消とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第32号については取消決定といたします。

◎議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います

。

○村岡事務局長

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請については3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、10ページをご覧ください。

なお、今回、農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条の第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。それでは、酒田44番、45番は同じ受人になります。

酒田44番は、祖父から孫へ新青渡の田んぼと畑7筆、酒田45番が父から子へ新青渡、久保田の田3筆をその他、使用貸借権の設定で、受人への経営移譲ための使用貸借権の設定となります。

続きまして、酒田46番、宮野浦の畑2筆、相手方の要望、所有権移転、贈与です。

以上です。

よろしくご審議お願いします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議による審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けてないということですが、何かお気づきの点など、補足的説明があれば初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第33号については、許可決定といたします。

◎議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。
- 村岡事務局長
議第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。
- 安倍農地係長
それでは、酒田11番、広野の田んぼ1筆、住宅敷地のための使用貸借権の設定です。こちらの渡人と受人の関係は、受人は渡人の娘婿という関係になります。農地区分については、農振農用地を先月6月に除外となり白地ですが、10ヘクタール以上の集団の農地ということで、1種農地と判断しております。許可基準については、日常生活上必要な施設で集落に接続ということで、許可可能ということで判断しております。
別紙2ページ、3ページ、ご覧ください。
3ページは案内図で広野地区の下中村集落ということになります。国道7号線から市道を通って下中村集落へ入っていく入口のところに今回の渡人の〇〇の住宅がありまして、東側の隣接地を住宅敷地に転用するものです。
酒田11番は以上です。
- 平田総合支所 五十嵐主査
続いて、平田3番、4番、同じ申請内容です。譲受人は、どちらも砂越の有限会社〇〇です。譲渡人は、3番、〇〇、4番、〇〇です。3番と4番は同じ世帯になります。
それでは、3番と4番、一緒にご説明いたします。
申請地は、砂越上川原503番と504番で、登記地目は2筆とも田、現状は畑です。申請目的は、資材置場兼駐車場敷地、権利は使用貸借権、農地区分は白地で、第2種農地の判定をしております。判断理由としては、ほかの農地区分に該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるというものです。許可基準は、業務上必要な施設で集落に接続しており許可可能と判断しています。
平田4番の申請人、〇〇は、建築業を営んでおり、業務拡大に伴い、業務用車両の駐車場、建築用の資材、山砂等の保管場所が必要となったため、自己の農地と平田3番の農地を合わせ、会社の資材置場兼駐車場とするものです。
それでは、別添資料4ページ、5ページをご覧ください。
位置図をご覧ください。
申請地の西側にJR羽越本線の線路、東側は県道あります。また、砂越駅までは直線距離で約550メートルのところになります。案内図をご覧ください。申請地の西側は、JR線路がすぐそばにあります。申請地の南東側には、株式会社〇〇があります。北側の市道と東側に県道があり、住宅などが建ち並んでいる集落の中の場所になります。
字切図をご覧ください。
申請地に隣接する用地に当たる場所は502番となり、承諾書を頂いております。ほかに南側の505番、506番が農地になっており、所有者からも承諾書を頂いております。また、申請地の登記簿上の地目は田になっており、土地改良区の意見書も頂戴しております。
それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にしていただきますようご覧ください。
(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田11番の現地調査の結果については、私より報告いたします。

○10番 五十嵐直太郎委員

10番、五十嵐です。

酒田11番については、6月30日、事務局と現地立会いをさせていただきました。市道にも隣接しておりますし、地域の協議会においても何の問題もないことで聞いております。

審議のほど、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、平田3番、4番の現地報告を14番、土田治夫委員よりお願いいたします。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

スライドにあるとおり、JR線沿いになります。私がこの道路を高校時代、自転車で通っていた頃は田んぼでした。特に幹線道路、スーパー農道が通ってから開発が進んで、田んぼもできなくなり、周辺の農地と同様に自己保全管理となっています。周囲への影響もないようですし、審議のほどよろしくお願したいと思っております。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第34号については、許可決定といたします。

◎議第35号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第35号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第35号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定8件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、12ページをご覧ください。
今回審議していただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認していただいております。
それでは、1、一般事業利用権設定です。
公告予定年月日は、令和4年7月15日になっております。
本楯11番、賃借料が2万278円、3年の新規となっております。受入の方は新規就農となっておりますので、就農エントリーシートのほうをご記入いただいておりますので、別紙の資料6ページと7ページをご覧ください。
借受人の〇〇は、平成5年生まれの29歳の方です。貸付人の〇〇が受入先となり、梨栽培の研修を2年間受けております。それで今回、〇〇から農地を借り受けて規就農するものです。場所が刈屋の梨畑で、資金の確保につきましては、新規就農の補助を申請する予定ということ聞いております。農機具については、記載にありますとおり、スピードスプレーヤーや乗用モアを購入するということで、販路につきましては、農協と直売、農協には加入すると聞いております。指導者の確保につきましては、貸付人で研修の受入先である〇〇から引き続き指導を受けていくと聞いております。
続きまして、浜中3番です。賃借料が5,000円、5年間で新規です。こちらは、先ほど3条の取消で審議いただいた農地となります。
続いて八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

続きまして、八幡2件になります。
八幡24番は、寺田の畑1筆で、賃借料が1万1,000円、期間は10年となっております。
続きまして、八幡25番ですが、先ほど3条の3の届出があったものになります。賃借料が1万1,000円、期間は10年になります。
八幡は以上です。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山地区になります。
松山の23番、茨城県鹿嶋市〇〇から山寺の〇〇へ、こちら2,748円、3年の新規となります。価格が総額1万円からの割り返しとなります。この農地ですが、昨年まで中牧田の〇〇がそばを作付しておりましたが、期間満了で自作に戻ったもので、現在、〇〇の親戚が自家用野菜等を作付している状況です。〇〇は、新規就農者ですので、別紙のエントリーシート8ページ、9ページになります。こちらの部分をご覧くださいと思います。
今回、出し手の〇〇の旧実家を購入して〇〇が転入してきたもので、3年前の2019年5月です。それ以来、地元の農家さんの応援を受けながら、自家用野菜などの作付、基礎的なことは勉強してき

たということです。今後につきましては、引き続き地元の農家さんの応援を受けながら新規就農しまして、就農後、数年は出荷が難しいということで、自家用作物として大豆、小麦、マコモダケなどを栽培していくものですが、やがて地元の農家さんなどと協力しながら、リンゴ等の栽培を開始して、出荷を行っていくということです。

以上になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田87番です。こちらは賃借料1万円、10年の更新です。

平田88番です。こちらは賃借料ゼロ円、4年の新規です。これまで相対でしておりましたが、このたび農業委員会を通して正式に契約をしたいということで、4年の理由ですが、ほかの貸借の終期に合わせて4年としたものです。

次のページをご覧ください。

平田89番です。こちらは賃借料が1万1,000円と6,000円が混在しております。期間が1年、更新です。期間1年の理由ですが、出し手の破産管財人が破産手続を1年で終わらせることになっているため、受け手も合意の上で申出があったものになります。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第35号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入りますが、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

4番、阿部香美委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

4番、阿部香美委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

4番、阿部香美委員に関連する議案書12ページ、浜中3番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

浜中3番の議事参与の制限の計画案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、浜中3番の議事参与の制限の計画案については、計画決定といたします。

ここで、4番、阿部香美委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時17分 休憩
午前10時17分 再開

- 五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第35号 これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について、決定とすることにご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議
案について計画決定といたします。

◎議第36号 地籍調査事業による農用地の地目変更について

- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第36号 地籍調査事業による農用地の地目変更についてを上程の上、議題といたし
ます。
事務局の説明を願います。

- 村岡事務局長
議第36号 地籍調査事業による農用地の地目変更について、地籍調査事業を行った結果、農地から
農地以外の地目へ変更することについて酒田市長から意見を求められているものです。
詳細について説明いたします。

- 安倍農地係長
それでは、地籍調査事業による農用地の地目変更について、16ページをご覧ください。
地籍調査は、国土調査法に基づき行われるもので、現況に合わせた地目、面積等にしていくため、
土地を調査・測量して確定していくものです。
市では、旧平田地区と東平田地区を計画に組み込んで、交互に実施しています。今般、意見を求め
られているのは、昨年に現地調査を行った東平田地区の生石区域です。
別紙資料10ページに場所を示している図面がありますので、ご参照ください。
少し分かりづらいですが、濃い黒線で囲まれているところが今回の調査区域になります。ご覧のと
おり、調査区域は山間地が中心となっています。
それでは、議案の17ページ、農用地の地目異動調書集計表で説明してまいりますので、ご覧くださ
い。
左側が農地地目の「田」から農地以外の地目へ変わるもので、右側が「畑」から農地以外に変わる
部分が示されています。
具体的には、田から畑、山林、原野、ため池に変わるものが8筆1,206平米、畑から宅地、山林、
原野、墓地、ため池、公衆用道路、雑種地に変わるものが342筆6万7,805平米です。合計で350筆
6万9,011平米が、これまで登記地目で農地だったものが、現況に合わせて農地以外になるもので
す。

1筆ごとの内容につきましては、別紙資料の11ページから25ページをご覧いただきたいと思えます。
説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第36号 地籍調査事業による農用地の地目変更について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、変更内容に問題なしとの意見での取りまとめを行っております。

○五十嵐直太郎 議長 質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

皆さんのお手元に配付しております資料になるまで厳しくチェックしておりますので、よろしくご覧いただければと思います。

何かご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。何かお気づきの点ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第36号 地籍調査事業による農用地の地目変更について、変更にご同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第36号については、決定といたします。

◎議第37号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第37号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第37号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、議案書の20ページをご覧ください。

今回の変更は、農用地への編入1件、農地から農業用施設用地への用途区分の変更が2件です。

別紙資料の26ページをご覧ください。

農用地区域への編入です。坂野辺新田の畑6筆、1,980平米を令和5年度から予定されている袖浦北部地区農地整備事業の実施区域とするための編入です。

28ページと29ページの図面をご覧ください。

場所は、袖浦地区の川南やすらぎ霊園の北西部に位置する飯森山集落沿いにある畑で、太線で示しているところになります。

30ページ、31ページをご覧ください。

参考資料としまして、農地整備事業の計画概要と実施区域図となります。事業の実施により、区画整理による大区画化、用排水路及び道路が整備されることで、生産性の高い農地が確保され、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指します。

続きまして、32ページをご覧ください。

農業用施設用地への用途区分の変更、1件目です。上野曾根の田5筆、2万7,827平米を米穀集出荷施設の新設のための用途区分の変更で、事業計画者は全農山形です。施設の概要は、延床面積で約8,800平米、鉄骨平屋建て、低温倉庫が8室、最大収容力は1万6,060トンとなります。工期は、土地造成工事が令和5年4月から令和5年11月まで、建物建築工事は令和5年11月から令和6年8月の予定となっております。

34ページと35ページの図面をご覧ください。

場所は上田地区の上田カントリーエレベーターの北部に隣接する農地で、太線で示しているところとなります。

36ページと37ページの参考資料をご覧ください。

36ページが配置図となります。37ページは、土地造成に伴い、排水路、パイプラインの付替えが行われますので、その計画図となっています。

次に、38ページをご覧ください。

農業用施設用地への用途区分の変更、2件目です。

草津の地目が畑1筆、4,508平米を哺乳舎附帯施設の整備のため用途区分の変更で、事業計画者は株式会社酒田DF育成牧場です。

整備の概要は、さきに完成している哺乳舎の附帯施設としてホールクroppサイレージ置場1,098平米、農業機械、重機、ラップサイレージ置場として1,245平米です。

40ページ、41ページをご覧ください。

場所は、大台野集落の西側に位置し、周辺では哺乳舎や育成舎、堆肥舎などが整備されています。続いて、42ページの参考資料をご覧ください。

こちらが配置計画図となっております。右側が既設の哺乳舎で、附帯施設でホールクroppサイレージ置場等が整備されますが、構造物の設置は予定されていません。

それでは、現地のスライド写真を用意しておりますので、ご覧ください。

(スライドを映写)

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第37号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、変更内容に問題なしの意見の取りまとめを行っております。

○五十嵐直太郎 議長

この議案については、先般、土地利用調整会議が行われておりますので、会長職務代理者のほうからも参考までにご意見を頂戴できればと思います。

○齋藤 均 会長職務代理者

2番、齋藤均です。

先月、土地利用調整委員会が開催され、農業振興地域整備計画の変更に関していろいろ意見を出していただきました。農用地への編入は、土側溝からの基盤整備事業ということで、特に問題はないとなりました。

次の上田地区の米倉庫の件に関しては、1点だけ、排水路の付替えが行われますので、注意して見ていくということで取りまとめを行っております。

最後の草津地区ですけれども、今後の農業振興上に特に問題ないと取りまとめています。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、このことについて皆さんからご質問、ご意見のある方、お願いしたいと思います。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第37号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、変更に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第37号については、決定いたします。

以上をもちまして、令和4年7月定例総会を閉会いたします。

ご協力、どうもありがとうございました。

(午前10時37分 閉会)